

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定による届出がありましたので、条例第7条第1項の規定により、当該届出書の内容を公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該届出書の内容については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができます。

平成25年10月4日

京都市長 門川 大作

1 条例第6条において規定する開発事業者の氏名及び住所

医療法人 清水会 理事長 清水鴻一郎

京都市伏見区越前町609番地

社会福祉法人 弥勒会 理事長 清水純子

京都府綴喜郡井手町大字井手小字弥勒1番地の1

2 開発事業に係る区域の土地の地名地番及び面積

京都市伏見区深草越後屋敷町17番地外

14,800平方メートル

3 開発事業に係る主な用途

病院、介護老人保健施設及び特別養護老人ホーム

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

5 縦覧期間及び時間

平成25年10月4日から平成25年10月25日まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 条例第8条第1項に規定する意見書の提出期限

平成25年10月4日から平成25年11月1日まで

（注）上記意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び届出書の内容についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

（都市計画局都市企画部都市計画課）